

プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー、新しいチェアマンにポール・ローリンソンを選任 バルセロナにおける年次総会で、新たなグローバル経営幹部を発表

【バルセロナ発 2016年10月27日】ベーカー&マッケンジーは、バルセロナにおける年次パートナー総会に際し、任期満了に伴うチェアマン及びその他の経営幹部の交代を発表しました。

これにより、同日 2016年10月21日付で、ポール・ローリンソン ([Paul Rawlinson](#)) が、英国人としては初めて、ベーカー&マッケンジーのエグゼクティブ・コミッティの第15代チェアマンに就任しました。

また、ゲイリー・セイブ ([Gary Seib](#)) 及びマイケル・ワグナー ([Michael Wagner](#)) がそれぞれ、ブルース・ハンブレット ([Bruce Hambrett](#)) 及びジム・ホロウェイ ([Jim Holloway](#)) を引き継いで、アジア太平洋地域及び北米地域のリージョナル・コミッティのチェアマンに就任しました。さらに、シンガポールオフィスのアイ・アイ・ウォン ([Ai Ai Wong](#)) 及びワシントンオフィスのドゥエイン・ウェバー ([Duane Webber](#)) が、新たにエグゼクティブ・コミッティのメンバーに選出されました。

ローリンソンはチェアマンへの就任にあたり「非常に嬉しく思うと同時に、身の引き締まる思いです。また、これから共にベーカー&マッケンジーの発展のために尽力することになるエグゼクティブ・コミッティの新しいメンバー及びアジア太平洋・北米地域のリージョナル・コミッティの新しいチェアマンを心より歓迎します。私たちは、クライアントと所員を第一に据えるというモットーの下、当ファームの今後に関して非常に明るい展望を持っています。このたび新しく編成されたチームは、これを実現するための大きな力になるものと確信しています」と述べています。

また当ファームは、新たな産業別グループとして「グローバル消費生活資材」グループを編成することを発表しました。当グループの代表は、アリッサ・ガロ・オーベルジ ([Alyssa Gallot-Auberger](#)) が務めます。その他、フィオナ・カーリン ([Fiona Carlin](#)) がサマンサ・モブリー ([Samantha Mobley](#)) に代わって独占禁止法・競争法グループの代表に、シモン・ムサ ([Simone Musa](#)) がドゥエイン・ウェバーを引き継いで税務グループの代表に就任します。さらに、ヘルスケアグループでは、ジェーン・ホブソン ([Jane Hobson](#)) を引き継いでベン・マクローリン ([Ben McLaughlin](#)) が代表に就任します。

ローリンソンは「このたび新たな職務に登用された皆さんに心より祝意を表します。非常に多様で優れた人材の中から、極めて優秀な人材をこのような重要な職務に選任することができ、喜ばしく思います。さらに、このたび新たに抜擢された6名のうち4名は女性であり、これは殊に喜ばしいことです」と述べています。

ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国 77 の事務所に 13,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2016 年 6 月 30 日決算期における収入は、26 億 2,000 万米ドルになります。ファームのエグゼクティブ・コミッティのチェアマンは、ポール・ローリンソンが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。